

訴状

著作物(メール)の権利侵害損害賠償事件

越谷簡易裁判所 御中

令和2年9月22日

原告 株式会社 ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹 誠一
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-3-14 博進ビル6階
電話 : 048-972-6825

代表者



被告 天羽 優子
〒990-8560 山形県山形市小白川町1丁目4-12 山形大学内
電話 : 023-628-4006

請求の趣旨

被告、天羽優子は自身のホームページに原告のメールを原告の承諾無しに無断で掲載した。

これは原告の思想・信条・意見を創作された著作物であり、無断でインターネット上公表するのは原告の著作物の権利侵害です。

被告は速やかに被告自身のホームページから原告の著作物の全てを消せ。

損害賠償として100万円支払え。

問題の被告のホームページ URL

<http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html>

ウルフアンドカンパニーでグーグル検索すると上から2番目に表示されます。

訴訟費用は、被告の負担とするとの判決及び(仮執行宣言)を求めます。

準備書面 1(請求の原因)

越谷簡易裁判所御中

令和2年9月22日

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹 誠一

代表者



- 被告は原告のメールを原告の承諾無しに無断で自身のホームページに掲載している。

問題のサイトの URL

<http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html>

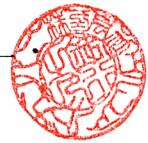
当社名 ウルフアンドカンパニーをグーグル検索すると上から2番目に表示される。このサイト内の原告のメール無断掲載は原告の思想・信条・意見を創作した文章であるから、被告は原告の著作物の権利侵害をしている状態です。

- 被告の原告のメール無断掲載で原告に損害が発生している。当社の事業の一つである、無塩 次亜塩素酸水の業務提携を上場企業の大手医薬品卸と進行中だが、被告のサイトにより当社が誤解を受け、商談が保留になっている。何億円規模の損害です。
- メールだけではなく、当社の個人情報の一つである、代表取締役の e-mail アドレスが掲載されている。無断で個人情報を流布している。甲 1 号証参照
- 被告がサイト書いた文書に「裁判所で大竹氏を見かけたら情報をお知らせください」と書き、原告に対してふざけた文書を書いている。誰かが私を裁判所で見かけたら被告に何を知らせて欲しいのか？盗撮でもさせるつもりだろう。
- 「複製権」と「公衆送信権」という財産権の侵害であり、原告が有する諸作者人格権の一つである「公表権」の侵害を被告は行っている。
- 被告は「原告が訴訟を予告」したことを脅しと言うが全く脅しではない。脅しであるなら、脅迫罪で警察に被害届を出せ。
- 被告は、サイトから 2 つの名誉棄損に該当する文書を削除した。被告は原告が「小波氏に右翼を呼ぶぞ」と嘘を書き原告は削除されるまでインターネットで晒されていた。同じく被告は「裁判所での暴力の示唆」を原告がメール内で書いたと書いてあり、原告は 8 月 20 日前後に、被告を名誉棄損で刑事告発を行うと越谷警察に主張したが、被告は越谷警察が捜査を行うと上位の様に、被告自身に不利な文書を削除した。この件に関しては越谷警察に記録されている。被告はサイトの文書を全て消し、原告が要求する損害賠償を支払え。

越谷簡易裁判所 御中

令和2年9月22日

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹 誠一



証拠説明書

1.甲1号証 被告のホームページのサイトの原告のメールが無断掲載されている証拠